

役員等の報酬・費用弁償規則

公益財団法人四万十公社役員等の報酬・費用弁償規則（平成 24 年規則第 2 号）

（目的及び意義）

第 1 条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 197 条において準用する第 89 条及び第 105 条並びに同法第 196 条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号及び公益財団法人四万十公社（以下「公社」という。）定款第 13 条及び第 29 条の規定に基づき、公社の役員及び評議員の報酬等の支給の基準並びに費用を含めた支給の細目を定め、公社の妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

（定義等）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）常勤役員とは、理事のうち、公社を主たる勤務場所とする専務理事をいう。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- （5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第 3 条 公社は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として、その職務、資格等を勘案して報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表常勤役員給料表に基づき役員報酬を支給する。
- 3 役員等には、役員賞与を支給しない。

（役員等の報酬等の総額等）

第 4 条 定款第 29 条で定める役員等の報酬等の総額は、次の範囲とする。

- （1）当該事業年度における公益事業及び収益事業に係る人件費のうち給与賃金及び賞与の総額の 5 分の 1 以内

（定例報酬月額及び報酬日額の決定）

第 5 条 公社の常勤役員の定例報酬月額は、別表常勤役員給料表のとおりとし、理事会が決定する。

- 2 非常勤役員のうち定例的に勤務する理事長の定例報酬月額は、次の範囲で理事会が決定する。

- （1）理事長の定例報酬月額 当該事業年度において別表常勤役員給料表に基づき決定した月額報酬の 2 分の 1 以内

- 3 前項以外の非常勤役員の報酬日額は、次の範囲で理事会が決定する。

- （1）理事長以外の非常勤役員の報酬日額 当該事業年度において別表常勤役員給料表に基づき決定した月額報酬の 10 分の 1 以内

4 評議員の報酬日額は、公社定款第13条第1項に定める額の範囲とし、評議員会が決定する。この場合において前項の報酬日額を超えてはならないものとする。

(日割計算)

第6条 新たに役員等になった者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 理事長又は常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(定例報酬の支給)

第8条 定例報酬月額を支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(費用)

第9条 公社は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第10条 公社は、この規則をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規則の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成26年6月24日定時評議員会議決）

この規程は、平成26年6月24日から施行する。

別表 常勤役員給料表（単位：円）

号	月額
第1号	350,000
第2号	375,000
第3号	400,000
第4号	425,000
第5号	450,000
第6号	475,000
第7号	500,000
第8号	525,000
第9号	550,000